

# I 指導の重点（総論）

## 特に留意する事項7点

### ○ 各教科・領域における指導と評価の一体化

新学習指導要領では、各教科の目標及び内容が、育成を目指す資質・能力の三つの柱（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）に沿って再整理され、各教科等でどのような資質・能力の育成を目指すのかが明確化された。これにより、教師が「子供たちにどのような力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る、いわゆる「指導と評価の一体化」が実現されやすくなることが期待される。

次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとするのが重要である。

- ①児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ②教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

### ○ 主体的・対話的で深い学びの実現の推進

児童生徒が学習内容（「何を学ぶか」）を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力（「何ができるようになるか」）を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けることができるよう、学校では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた学びの過程（「どのように学ぶか」）を組み立てていく授業改善等の取組を活性化し、「学びの改革」を推進する。

### ○ ICTを効果的に活用した授業の実践

新学習指導要領において、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」に新たに位置付けられ、これを各学校段階・各教科等の学習活動を通じて体系的に育成する必要があることを踏まえて、各教科等における子供の学びを深める「新たな学びを創造するためのICTの活用」を推進する。

### ○ グローバル化に対応する人材の育成の推進

グローバル社会の中で児童生徒一人一人が豊かな人生を送れるよう、我が国と郷土埼玉の伝統文化、歴史、地理に対する理解や、多文化共生の理解を深める教育を推進する。また、県内に在住する帰国・外国人児童生徒等やその保護者を対象に、各学校や地域の実態に応じて学習面や学校生活面での支援体制や指導の充実を図る。

### ○ 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有することが求められる。

そのため、それぞれの学校においては、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にししながら、社会との連携及び協働によりその実現を図るようにする。

### ○ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

カリキュラム・マネジメントは、子供たちや学校、地域の実態を捉え、学校教育目標を実現するために、教育課程を編成・実施・評価し、必要に応じて随時改善していくサイクルのことである。各学校は、以下の三つの側面を踏まえ、推進していく。

- ①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと
- ②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

### ○ 働き方改革の推進

「学校における働き方改革基本方針（令和元年9月24日～令和4年3月31日）」は、県教育委員会が学校における働き方改革を推進する上で取り組むべき道筋を示したものである。目標としては、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）」で規定された教員の在校等時間の超過勤務の上限を「原則月45時間以内、年360時間以内」とする。

目標達成に向けた4つの視点を踏まえ、総合的な対策を講じ、推進していく。

- ①教職員の健康を意識した働き方の推進
- ②教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- ③教職員の負担軽減のための条件整備
- ④保護者や地域の理解と連携の促進